

令和元年11月11日

「選択的夫婦別姓制度の導入を求める」意見書に関する請願

つくばみらい市議会議長
染谷 礼子 様



請願者

氏 名 小泉 祐里 他1名
住 所 茨城県牛久市田宮町531-75
電話番号 029-872-8321

紹介議員 坂 洋

1 請願の趣旨

国の関係機関へ、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を、つくばみらい市議会として提出してください。

2 請願の理由

1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過しましたが、いまだその見通しは立っておりません。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲とした一方で、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると「民法の見直し」を「国会に」委ねましたが、やはり議論は進まないままです。

別姓が法的に認められない中、改姓によるアイデンティティの喪失やキャリアの分断を避けるため、旧姓を通称使用する人や事実婚を選択せざるを得ないカップルは少なくありません。つくばみらい市においても、共働き家庭はもちろん、医師等の資格職者や研究者なども多く、選択的夫婦別姓制度が求められていることは間違いありません。また一人っ子世帯が増加した現代においては、改姓により「実家の姓が途絶える」ことを理由に結婚できないという状況も生じています。2019年11月5日より住民票やマイナンバーカード等への旧姓併記が開始されましたが、それでは実質的な不利益は解消されません。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が反対を大きく上回ったことが明らかになりました。特に初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は84.4%にのぼります。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっています。

家族のかたちの多様化が進む中、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが国会及び政府の責務です。つくばみらい市議会としても、地方自治法第99条の規定に基づき、国の関係機関へ選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を提出してください。

上記のとおり請願いたします。

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書（案）

1996年2月26日に法制審議会が夫婦同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別姓制度」の導入に関する民法改正を答申してから23年が経過したが、いまだその見通しは立っていない。最近では2015年12月16日に、最高裁判所が夫婦同姓規定を合憲としつつも、「選択肢が設けられていないことの不合理」については「国民的議論」や「民主主義的なプロセス」により検討されるべきであると、民法の見直しを国会に委ねたが、依然として議論は進まないままである。

別姓が法的に認められない中、改姓によるアイデンティティの喪失やキャリアの分断を避けるため、旧姓の通称使用や事実婚を選択せざるを得ないカップルが少なくない。また一人っ子世帯が増加した現代においては、改姓により「実家の姓が途絶える」ことを理由に、結婚できないという状況も生じている。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、選択的夫婦別姓制度の導入に「賛成・容認」と答えた国民が、反対を大きく上回ったことが明らかになった。特に初婚のピーク年齢である30代における賛成・容認の割合は、84.4%にのぼっている。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において法務省が答弁したとおり、夫婦同姓を義務づけている国は、世界で日本だけとなっている。

家族のかたちの多様化が進む中、また男女平等や個人の選択が尊重されるべき現代において、選択的夫婦別姓については、最高裁判決の趣旨を踏まえ、適切な法的選択肢を用意することが、国会及び政府の責務であると考えます。

よって、つくばみらい市議会は、国会及び政府に対し、民法を改正し、選択的夫婦別姓制度を法制化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年 月 日

つくばみらい市議会

（提出先）

内閣総理大臣

衆議院議長

参議院議長

法務大臣

選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書に関する請願

請願の趣旨

国の関係機関へ、選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書を、つくばみらい市議会として提出してください。

上記のとおり請願いたします。

住 所	氏 名	印
茨城県牛久市田宮町 5 3 1 - 7 5	田中 浩	